

府中市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定に基づき、次の納付事務の指定納付受託者として指定したので、告示する。

令和8年4月1日

府中市長 高野 律 雄

1 納付事務（オンライン）に係る歳入等

- (1) 府中市情報公開条例（平成12年9月府中市条例第27号）に定める公文書開示手数料
- (2) 府中市情報公開条例施行規則（平成13年3月府中市規則第10号）に定める資料等複写料収入
- (3) 府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）に定める住民基本台帳証明手数料、身分証明手数料、戸籍謄抄本等証明手数料、除籍謄抄本等証明手数料、戸籍受理等証明手数料、市税等証明手数料、固定資産証明手数料、固定資産の台帳等閲覧手数料、犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料、犬の鑑札の再交付手数料、狂犬病予防注射済票再交付手数料、その他市長が指定する事項に関する証明手数料
- (4) 府中市立体育館条例（昭和63年3月府中市条例第9号）に定める総合体育館使用料
- (5) 府中市下水道条例（昭和44年10月府中市条例第34号）に定める下水道工事店指定手数料
- (6) コミュニティ事業参加費等収入
- (7) 国際交流サロン事業参加費等収入
- (8) 姉妹都市交流事業参加費収入
- (9) 農業体験事業参加費収入
- (10) 頒布金収入

2 指定納付受託者

株式会社トラストバンク（東京都品川区上大崎三丁目1番1号）

3 指定日

令和8年4月1日

4 指定期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで